

## 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助制度 Q&A （随時更新を行います）

### 1 制度全体

質問	回答	回答日
① どうしてこの制度が作られたのですか？	高齢者施設や障害者施設には重症化リスクの高い者が多く居住しており、いったんクラスターが発生すれば医療崩壊につながるおそれがあることから、施設の従事者と新規入所者に本人が希望に基づいて受検する PCR 検査等に係る費用の一部を補助する制度を構築し、感染拡大の防止を図るものです。	11月20日
② 補助金は検査を受けた本人に支払われるのですか？	補助の対象は施設の運営者である法人等です。検査費用はすべていったん施設が払い、かかった費用を施設の運営者（法人等）がまとめて市に申請し、その一部を市が施設の運営者（法人等）に補助するという仕組みです。 <b>※ 従事者や新規入所者である個人が検査費用を負担するものではありません。</b> <b>※ 個人宛の領収書では対象となりませんのでご注意ください。</b>	11月20日 2月1日追記

### 2 補助対象施設・補助対象者

質問	回答	回答日										
① どういった施設が対象となるのですか？	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">対象施設及び事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">高齢福祉関係</td> <td>施設 特別養護老人ホーム(地域密着型も含む)、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、<u>生活支援ハウス</u></td> </tr> <tr> <td>通所・訪問事業所※ 通所介護(地域密着型、認知症対応型も含む)、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護（看護も含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、<u>訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス、通所介護相当サービス、ミニデイ型通所サービス</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">障害福祉関係</td> <td>施設 障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練、生活ホーム、福祉ホーム</td> </tr> <tr> <td>通所・訪問事業所※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、障害児通所支援事業所、地域活動支援センター、ワークホーム、精神障害者共同作業所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生活保護関係</td> <td>施設 救護施設</td> </tr> </tbody> </table> <p> <b>※ 事業所（通所・訪問事業所）では、従事者が受ける検査のみが補助対象となります。</b>  <b>※ 医療みなしは対象外となります。</b> </p>	区分	対象施設及び事業所	高齢福祉関係	施設 特別養護老人ホーム(地域密着型も含む)、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、 <u>生活支援ハウス</u>	通所・訪問事業所※ 通所介護(地域密着型、認知症対応型も含む)、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護（看護も含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、 <u>訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス、通所介護相当サービス、ミニデイ型通所サービス</u>	障害福祉関係	施設 障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練、生活ホーム、福祉ホーム	通所・訪問事業所※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、障害児通所支援事業所、地域活動支援センター、ワークホーム、精神障害者共同作業所	生活保護関係	施設 救護施設	11月20日 2月1日追記
区分	対象施設及び事業所											
高齢福祉関係	施設 特別養護老人ホーム(地域密着型も含む)、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、 <u>生活支援ハウス</u>											
	通所・訪問事業所※ 通所介護(地域密着型、認知症対応型も含む)、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護（看護も含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、 <u>訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス、通所介護相当サービス、ミニデイ型通所サービス</u>											
障害福祉関係	施設 障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練、生活ホーム、福祉ホーム											
	通所・訪問事業所※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、障害児通所支援事業所、地域活動支援センター、ワークホーム、精神障害者共同作業所											
生活保護関係	施設 救護施設											
② 通所・訪問事業所の新規入所者はどうして対象外なのですか？	通所事業所（デイサービスなど）は利用者が日々出入りする形態であり、また、訪問事業所は利用者の自宅等に赴く形態であることから、いずれも「施設への新規入所の際の検査」という趣旨になじまないため、補助制度の対象外としています。 なお、通所・訪問事業所の従事者は、補助制度の対象です。	11月20日										

③ 千葉市外の施設や事業所も補助対象ですか？	本補助制度は、千葉市内にある施設・事業所を対象としております。	11月20日
④ 症状がある場合は検査を受けられないのですか？	症状がある場合は、直ちに医療機関の診察を受ける必要があります、その際に医師の指示を受けて自己負担のない行政検査を受けることができます。かかりつけ医もしくは新型コロナウイルス感染症相談センター（043-238-9966）へご相談ください。 この補助金は、そのような行政検査を受けることができない「症状のない方」を対象として、自由診療としてPCR検査等を受けることを促進して、不安なく施設運営を行うことができるようにするものです。	11月20日
⑤ 新規入所者が生活保護受給者である場合も補助対象となりますか？	自由診療で行う検査費用は生活保護費の対象ではないため、本補助制度の補助金交付の対象となります。	11月20日
⑥ 入所施設におけるショートステイ利用者は補助対象の新規入所者となりますか？	入所施設におけるショートステイ利用者も、補助対象の新規入所者となります。	11月20日
⑦ 退院し復帰する場合の検査については対象となりますか？	既入所者が一時的に入院し、退院して入所する際の検査については対象となりますが、領収書の宛名が法人名（事業所名）となるようにしてください。	2月1日

### 3 検査方法

質問	回答	回答日
① PCR検査と抗原定量検査以外の検査は補助対象となるのですか？	<b>PCR検査と抗原定量検査以外の検査は補助の対象にはなりません</b> ※ PCR検査と抗原定量検査以外の検査である「抗原定性検査」と「抗体検査」は無症状者に対する検査の精度が低いとされていることから対象外としております。	11月20日
② 各施設はどこで検査を受ければよいのですか？	各施設が、任意に医療機関等を選んで自由診療で検査を受けていただいても構いません。 しかし、どこで検査を受けたらよいか分からない場合は、検査に協力していただける検査事業者をリストにしてHPに掲載していますので、ご参考として下さい。	11月20日
③ 市外の医療機関で検査を受けた場合も補助対象になりますか？	補助対象になります。	11月20日
④ 「陽性となった場合に発生届を提出する医師が確保されている検査」でなければならないとは、	新型コロナウイルスは、「陽性」となった場合に、医師が保健所に「発生届」を提出する必要があります（感染症が発生したという事実を保健所に知らせる手続です）。保健所（行政）は、この「発生届」を受けて、はじめて、入院や感染拡大を防ぐための様々な手立てを講じることができるようになります（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律12条1項）。 この手続の提出が確実になされるようにするために、千葉市は、「陽性となった場合に発生届を提出する医師が確保されている検	11月20日

<p>どういう意味ですか？</p>	<p>査」でなければ補助の対象としておりません。          具体的には、次のいずれかの方法で医師が発生届を提出するようになっている必要があります。          ① あらかじめ施設の常勤医、嘱託又は協力医療機関の医師などに「陽性となった場合に発生届を提出すること」を依頼している。          ② 検査を依頼した検査事業者の検査手続の中に「陽性になった場合に発生届を提出する医師」が組み込まれている。          ③ 自由診療で検査をしてくれる医院等で直接検査を行い、陽性になった場合にその医師が発生届を提出する。</p>	
<p>⑤ 従事者の検査は、不安があれば1人が何度でも受けていいのですか？</p>	<p>従事者の検査は、次の要件に該当する方であれば、何度受けても構いません。  <b>【要件】</b> 症状はないが、次のいずれかに該当し、施設又は事業所内に新型コロナウイルス感染症を感染させてしまうことに不安がある状況にある場合          ① 感染の疑いのある者に接触した可能性がある。          ② 違和感を感じている。</p>	<p>11月20日</p>

#### 4 申請・審査方法について

質問	回答	回答日
<p>① 申請に必要な書類（添付書類）は何ですか？</p>	<p>① 補助事業実績報告書（様式第6号-1及び第6号-2）          ② 受検したPCR検査等に要した費用を証する領収書等の写し          ③ 千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の支援金（かかり増し経費助成制度）の活用状況を証する次の書類の写し          ア 令和2年度千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付要綱が定める「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する事業実績報告書（事業所単位）」（様式第8-2）          イ 令和2年度千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）交付要綱が定める「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業実績報告書（事業所単位）」（申請様式第6号中の様式2）  <b>※ ③のア又はイは、県の補助の確定を待たず、見込みの状態（県への申請中の状態）のもので構いません。</b>  <b>※ 領収書が発行されない場合は、請求書及び支払い（振込みがわかる書面等）を証する資料（3/31まで）にて判断します。</b>  <b>※ 対象期間中に実施され、同期間に領収書が発行された検査が補助対象です。（実績報告書に記載された検査に限ります。）</b>  <b>※ 助成対象の判断は、領収書の発行日で行います。</b></p>	<p>11月20日 2月1日追記</p>
<p>② 申請は誰が行うのですか？</p>	<p>市への申請は、各施設や事業所ごとに行うのではなく、法人（運営者）ごとにまとめて行っていただきます。</p>	<p>11月20日</p>
<p>③ 申請は何度も行うことができるのですか？</p>	<p>期間内であれば何度でも申請を行うことが可能です。</p>	<p>11月20日</p>
<p>④ 1月に受けた検査分を3月に申請することはできますか？</p>	<p>受検日によって申請日が決まっているわけではありませんので、<u>期間内</u>に申請をお願いいたします。</p>	<p>11月20日 2月1日修正</p>
<p>⑤ 申請の結果はいつどのように分かるのですか？</p>	<p>審査後、市から「千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）により、申請者宛に通知します。</p>	<p>11月20日</p>
<p>⑥ 令和3年3月31日に受けた検査で領収書などがそろっていないものも補助の対象になりますか？</p>	<p>補助金の交付申請は令和3年3月31日までに済ませなければなりません。          その際、領収書を添付した実績報告書もあわせて提出させていただきますので、令和3年3月31日付けの領収書がそろっていない検査は、補助の対象外となります。</p>	<p>11月20日</p>

⑦ 申請期間について教えてください。	<b>申請期間は、令和3年2月15日（月）～同年3月19日（金）です。</b> ※ いったん申請した後であっても、令和3年3月31日迄にPCR検査等を実施し、同日までに領収書が発行された場合も助成対象となりますが、予め下記の担当課へご連絡ください。	2月1日
--------------------	---	------

## 5 補助内容・補助対象経費

質問	回答	回答日
① 補助上限はいくらですか？	(1月31日まで) 検査1件につき、補助対象経費に2/3を乗じて得た額とします(1,000円未満切り捨て)。 ただし、補助金の額は、15,000円を上限とします。(1,000円未満切り捨て) 例) 検査費用30,000円の場合 $30,000円 \times 2/3 = 20,000円 > 15,000円$ 補助金額=15,000円 (2月1日以降) 検査1件につき、補助対象経費と15,000円を比較して少ない額となります。(1,000円未満切り捨て)	11月20日 2月1日追記
② 文書料、診断書料、タクシー代は対象ですか？	市としては検査結果の提出までは求めていませんので、文書料や診断書料などは補助の対象外です。 また、検査の際に利用したタクシー代などの移送費も、対象外です。	11月20日

## 6 その他

質問	回答	回答日
① 千葉県が実施する「緊急包括支援事業」とはなんですか？	千葉県が実施主体となっている補助制度で、介護・障害の施設は、それぞれ一定額の範囲内で、新型コロナ対策に要した費用について補助金の交付を受けることができます。PCR検査等の費用も対象です。 ※ 緊急包括支援事業の詳細は、各施設への千葉県からの通知等を参照してください。	11月20日
② 制度はいつまで行うのですか？	令和2年11月30日（月）から令和3年3月31日（水）の間に <u>検査し</u> 、申請書を提出した分（※）が補助対象となります。	11月20日 2月1日追記
③ 新規入所者にPCR検査等を義務付けることはできますか？	PCR検査等の実施は本人の希望に基づくものでなければならず、強制するものであってはいけません。	11月20日
④ 1月に検体を採取し、2月に結果が出た場合、補助率は10/10ですか？	<b>助成対象の判断は、領収書の発行日で行います。2月1日以降の領収書であれば、10分の10となります。</b>	2月1日
⑤ 3月に検査し、支払いを終えましたが、結果が4月の場合は対象ですか？	<b>対象期間内に検査し、費用を負担したことを証することができれば対象となります。</b> ただし、キットを購入し、費用を負担したが、申請時点で検体を提出していないなど、検査したことが後日確認できなかった場合、返還となりますので、送り状や結果通知書など関連資料は必ず5年間保管してください。	2月1日
⑥ 県補助金の一部の申請が認められず、満額請求していない結果となった場合は、返還となりますか？	県かかり増し補助金の請求が認められなかった場合については、個別判断となりますので、担当課へ必ずご相談ください。	2月1日